

原告団

遺族・CO裁
判、災害責任
追及・特集号
第百十九号

傷心の生活

ここは、大牟田市小浜町八二の六四。戦災住宅を改造したお粗末な住まいで、例に洩れず傷心の思いを胸に秘めながら生きる、遺族夫婦がある。

遺族夫婦とは、松沢清人さんと妻のオワリさん。松沢さんが明治四十年九月二日生まれで七十一歳。妻のオワリさんが、同じ明治の四十四年二月二十二日生まれの六十七歳。思えば、息子の降臨をあの三川鮎の炭じん大爆発

でなくしてから十五年近くになる。

夫婦には男四人に女二人、つまり六人の子供があった。隆さんは三入めの子供で次男にあたる。ほかは今それぞれ世のなかで身を立てているが、隆さんだけが早やばかと世を去ったわけである。

松沢さん夫婦にとって、とりわけ隆さんはかけがえない存在だった。というのは、ほかの子とも思い思いの土地で、父親の職業に、それでは食えないことがわかとまったく違った仕事について、やがて抗内へ。宮浦鮎坑内倉庫の道具番が仕事だった。

親の跡継ぎ

もともと松沢さん一家は、太平だし、卒業すれば、仕事はすぐ父

原告団レポート

遺族——松沢さん夫婦

写真上は、生前の隆さんの面影。下は、今も悔痕に胸をしめつけられながら、ひっそりと生きる松沢さん夫婦。大爆発さえなかったら……



馬小屋住い

ちゃんが働いている炭鉱にきまるのだから……」と、隆さんは鮎山学校へ。そして本人がのぞんだ通り、卒業するとそのまゝ三川鮎の松探炭の仕事へ横すべりしたのだ。

「精いっぱい親孝行から、鮎山学校へ進学していったのでした

が、普通高校の入試にも合格していたことでしたから、あのときなげ鮎山学校進学をとめなかったのか、今になってからくやまれてなりません」

父親松沢さんは述懐するが、心のなかに刻まれた傷痕の深さをしる。

遺族を罪人扱いとは

かろうじて育てた息子の命奪いながら

一瞬に消えた希望の光

一家心中を

それでも、雨露をしのぐことの明日からどうやってゆか、はたして……あさきさきの考えもなげ松沢さんが飛びこんだところこそ、ほかでもないその頃出たいた大浦鮎だったのである。

抗外の仕事だったとはいえ、受ける賞金はいくらかにもならなかった。松沢さんは、だからとえ人びとは休みを家族といっしょに楽しんでいるときも、働きに出かけた。お屋のベントウをもつていったことは一度もなかった。そうしなれば、子どもたちに食べさせることができなかった。

ひとまず、あたりまえな暮らしができていた昨日に変わる今日の暮らし。

消えた希望

結婚の翌——三十六年二月十日、隆さんは子宝を得た。男の子で、宏祐という名まえをつけていくしんだ。

宏祐君は、今高校の三年生。何ともなかったならば、戦後荒廃の一農家の馬小屋生活から始まった松沢さん一家の暮らしにも、今頃ほのかな希望の光が射していたはずであった。

冷たい会社

ところが、それがわが国の石炭政策のもつ性格からさらけ出されたものであったといえ、三井独占資本のあまりな合理化強行はついに三川鮎炭じん大爆発をひき起こしてしまい、隆さんの命を奪い去っていったのである。

松沢さん一家、とりわけ新妻洋子さんと幼な子宏祐君の手から、一瞬にして消えうせていった希望の光。

子供達の手

悲しみのなかから、やがて立ちあがった洋子さんは、幼な子を抱えながら再び病院の看護婦として働き始める。

でも、隆さんの死が与えた打撃は大きく、がっくりとなった松沢さんは健康をうしなった。ついに胸部疾患のため、入院生活へ。まだまだ学校に通う子どももいたときのこと、妻のオワリさんは追いつたれながら失対労働へ。

松沢さんは、四年間にもわたる入院生活をおくった後退院。今は自宅で静養生活。でも妻のオワリさんは、今も毎日失対の仕事で働いている。

さういって、三川鮎大爆発で世を去っていった隆さんのほか、狭くべき人は嫁ぎ、嫁をとるべき人は嫁をとり、それぞれに身を立てて

いる。ほとんど関東や関西での暮らしで、大牟田の一隅に住む両親に常に暖かい手を差し伸べてくれる。昨年のこと、七十歳になった松沢さんのために、「古稀の御祝」だとして、子どもたちが共同で旅行にさそってくれた。東京―日光―鎌倉―京都―奈良と、病身の松沢さんは、妻のオワリさんにささえられて、またとない旅だった。

結婚してわずか三年たっただけで、夫隆さんをもぎとられてしまった洋子さん。

今は、隆さんの実弟の憲太郎さんと再婚。隆さんの遺児の宏祐さんとも心から結ばれ、神奈川県某市で新しい家庭をつくっている。松沢さん夫婦の、祈りにもにた願いが実ったのである。

年忌年忌には、洋子さんは必ず帰ってきて仏の冥福を祈ってくれるというが、「おかげで、息子の位牌のことも心配せずにすみませす」とはオワリさんの述懐。

それにしても、この一家に会社はなかった。その例一つ——夫婦は、かつて近くの小浜南社宅のおフロを利用して、戦災住宅にその施設がなかったからだが、それより大爆発遺族としてそれくらいのおまきは許されるものだと思いついていたのである。

ところがある晩のこと社宅の入口の守衛小屋につれてこられ、「外部の者の入浴は禁止されている。やつてきてもらっては困る」と、きついお達しだった。「遺族はちゃんと許されていますが……」というのに、「遺族、遺族と大きな顔をするな。なまいきだ」と、まるで罪人扱いだった。

会社の、遺族やCO患者に対する考えが何よりもここによくあらわされていのではないのか。もつてのほかだ。